

公民館等を核とした人づくり機能強化事業 実施要領

第1 目的

市町村の社会教育・人づくりに関する計画に基づいた社会教育による人づくり機能の強化に向けて、地域住民の「つながりづくり」や「学びの創出」、「地域課題の解決」等に取り組む公民館等の機能の充実を図るとともに、社会教育関係者の計画的な人材育成などを進める。

第2 市町村の取組

人づくり機能の強化を図るため、市町村は次の取組を進める。

- 1 社会教育による人づくりの意義や公民館等の役割が示された市町村の方針（社会教育計画等）を作成する。
- 2 公民館等職員の研修を企画・運営する。
- 3 公民館等職員に研修等の情報提供を行う。
- 4 公民館等の事業や運営に対する支援や助言を行う。
- 5 社会教育主事講習の受講等により、社会教育関係者の人材育成を計画的に進めるとともに、人材活用を図る。
- 6 その他、市町村の人づくり機能の強化を図る上で必要な取組を行う。

第3 事業計画書の提出

本事業を実施しようとする市町村は、以下の必要書類を県が定めた日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。これらの書類は、書類審査及びヒアリングの資料を兼ねる。

- 1 事業実施採択申請書（様式1）
- 2 事業計画書（様式2-2）
- 3 予算計画書（様式3-2）
- 4 その他、市町村が作成した事業推進に関わる資料等

第4 実施市町村の決定

- 1 県は、事業実施市町村を本要領第3により提出された事業計画書及びヒアリングに基づき審査し、単年度ごとに決定する。
- 2 実施市町村数は、予算の範囲内で決定する。

第5 選定基準

選定にあたって以下のことから総合的に判断し決定する。

- 1 市町村の方針はあるか。ない場合はその策定に向けたスケジュールがあるか。
- 2 市町村の社会教育や公民館等の現状や課題が明確であるか。
- 3 上記2の課題を解決していくための今後の方向性や取組が明確であるか。
- 4 想定する取組は本事業の趣旨や目的に合っており、新規性・発展性があるか。
- 5 想定する事業やスケジュールが目的達成のために具体的で無理のないものか。
- 6 社会教育士の養成をする場合、活用に向けた見通しがあるか。

7 事業費が事業実施のための適正な予算設計となっているか。

第6 事業着手

事業の着手については、実施市町村の決定日以降とする。

第7 事業計画書の変更等の承認申請

1 事業実施市町村は、次のいずれかに該当する場合には、変更交付申請書（交付要綱第6条関係様式第3号）に新たな事業計画書（様式2-2）と予算計画書（様式3-2）を添えて提出し、教育長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業に要する経費を変更するとき。ただし、変更内容が事業費の2割未満の変更額の場合を除く
- (2) 事業目的の達成に影響を与える変更をするとき
- (3) 事業を中止し、又は廃止するとき

2 県は、事業計画書の変更等の承認については、本要領第4の1を準用する。

第8 事業実績報告

事業実施市町村は、以下の必要書類を事業完了の日から30日を経過した日、又は交付金の交付を決定した年度の3月15日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。

- 1 事業実施報告書（様式4）
- 2 事業実績報告書（様式5-2）
- 3 決算書（様式6-2）
- 4 補助金で賄った経費分の領収書（写し）
- 5 その他、市町村等が作成した事業実施に関する資料等

附 則

この要領は、令和2年3月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。